

北海道警察函館方面本部告示第45号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和8年8月14日

北海道警察函館方面本部長 伊 藤 健 一

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

ア 契約の目的の名称 暖房用燃料（A重油）の購入（1リットル当たりの単価）

イ 数 量 調達予定数量 160,700リットル

(2) 契約の目的の仕様等 A重油（J I S 1種1号）

(3) 契約期間 令和8年10月5日から令和9年5月31日まで

(4) 納入場所

ア 函館市五稜郭町15番5号 北海道警察函館方面本部総合庁舎

イ 函館市石川町149番地23 函館運転免許試験場庁舎

ウ 函館市海岸町11番27号 函館西警察署庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 北海道内に本店を有しかつ渡島総合振興局管内に本店、支店又は営業所を有すること。

(5) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和8年8月14日から令和8年9月4日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 040-8511 函館市五稜郭町15番5号
北海道警察函館方面本部会計課調度係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

函館市五稜郭町15番5号 北海道警察函館方面本部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 函館市五稜郭町15番5号 北海道警察函館方面本部3階大会議室（送付による場合は、郵便番号040-8511 函館市五稜郭町15番5号 北海道警察函館方面本部会計課）

(2) 入札日時 令和8年9月25日 午前10時30分（送付による場合は、同月24日午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 郵便等による入札の可否

認める。

9 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成等について

(1) この契約は契約書の作成を要する。

(2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

12 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

設定していない。

(3) 最低制限価格

設定していない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道警察函館方面本部会計課

イ 所 在 地 函館市五稜郭町15番5号

ウ 電話番号 0138-31-0110（内線2232）

- (6) 前金払
前金払はしない。
- (7) 概算払
概算払はしない。
- (8) 部分払
部分払はしない。
- (9) 郵便等による入札における再度入札
郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。
- (10) 入札の執行
初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- (11) 入札の取りやめ又は延期
この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (12) 入札執行の公開
この入札の執行は、公開する。
- (13) 債権譲渡の承諾
契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。
なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。
- (14) 入札書に記載する金額は、1リットル当たりの入札金額（単価）に1円未満の計算単位である銭（円の100分の1をいう。）の位まで記載することができる。
- (15) 試験成績書の提出
契約の相手方となった者は、納品する重油（J I S 1 種 1 号）に係る引火点、粘度及び硫黄分等の試験成績書を速やかに提出すること。
- (16) 物品売買単価契約書第3条に基づく単価の変更については、協議を行う月（以下「協議月」という。）の市況価格の変動を勘案の上、協議月の初日を適用日として協議の上、決定することとする。
- (17) その他
 - ア 代金の支払
納入された燃料に係る代金は、北海道警察情報通信部函館方面情報通信部と分担して支払うことについて承知すること。
 - イ その他
この公告のほか、物品競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。